失踪宣告

平成２７年（家）第３１号

本籍福島県郡山市台新２丁目11番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　鈴木　　一
明治43年１月１日生
平成27年10月10日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第５１５号

本籍千葉県松戸市松戸1751番地、住所千葉県市川市須和田１丁目23番４－205号室　きなりの街すわだ
申立人（失踪者）　山本　健次
昭和20年10月４日生
平成27年10月９日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

除権決定

平成２７年（ヘ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
茨城県常陸太田市小目町2777番地
申立人　生田目榮子
権利の届出の終期　平成27年10月13日
平成27年10月14日　　常陸太田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　常陸太田市小目町字新沼2781番
田　272平方メートル
土地　常陸太田市小目町字新沼2782番１
畑　1123平方メートル
⑵登記年月日番号　水戸地方法務局常陸太田支局　明治33年６月28日受付第4168号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治32年６月18日設定
小作料　１年100円
支払期　毎年12月25日
存続期間　明治33年６月28日より明治40年６月27日迄７年間
永小作権者　久慈郡太田町139番地
中井川金次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３９１号

栃木県真岡市久下田西７丁目25番地２
債務者　有限会社ペクトワーク
代表者代表取締役　栗田　武義
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿久津正巳
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１９号

静岡市駿河区曲金１丁目９番24号
債務者　株式会社静岡クリエイティブワークス
代表者代表取締役　石川　嘉丈
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川アトム
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月12日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９号

徳島県美馬市脇町大字脇町802番地の１
債務者　株式会社アイリス
代表者代表取締役　佐々木喜庸史
１　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　晋介
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前11時15分
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第１７５８号

横浜市港北区新横浜２丁目３番地８
債務者　エフアンドエス株式会社
代表者代表取締役　福本　真一
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　美樹
４　破産債権の届出期間　平成27年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９３号

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎1371番地１
債務者　有限会社ミヤマ製作所
代表者取締役　崎山　豊士
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北原由美子
４　破産債権の届出期間　平成27年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２２号

高知県南国市篠原1726番地
債務者　南国道路株式会社
代表者代表取締役　植野　健二
１　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　剛史
４　破産債権の届出期間　平成27年12月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０１号

福島県郡山市安積４丁目299番地
債務者　株式会社オーバル
代表者代表取締役　岡住　透寛
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠間　善裕
４　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号

大分市大字羽屋931番地の９
債務者　新栄建材有限会社
代表者代表取締役　松本　恵理
１　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
４　破産債権の届出期間　平成27年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５９２号

広島市安佐南区上安７丁目11番１－６－202号　A
債務者　山下　紀久
１　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
４　破産債権の届出期間　平成27年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８号

広島県尾道市向東町14702番地48
債務者　高尾　　恵
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　則利
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
広島地方裁判所尾道支部